

枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例

平成28年7月1日

条例第7号

改正 平成28年11月14日条例第25号

改正 令和5年3月8日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関のうち、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と相互に連携を図りながら協力し、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関は、法及びこの条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(適正な管理)

第4条 実施機関は、法第66条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 個人情報の適切な管理体制及び関係規程の整備その他管理に関する措置

- (2) 個人情報を取り扱う職員に対する研修その他教育に関する措置
- (3) 情報システム（コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。）で取り扱う保有個人情報の安全確保に関する措置
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要かつ適切な措置

2 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに適正かつ確実な方法により廃棄し、又は消去するものとする。

3 実施機関は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者、指定管理者その他の法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合に、適切な個人情報の取扱い及び安全管理に関する措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成、公表等）

第5条 実施機関は、保有する個人情報ファイルのうち、法第74条第2項第9号に該当するものについても、個人情報ファイル簿を作成し、その運用状況を公表しなければならない。

2 実施機関は、新たに個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。個人情報ファイルの保有をやめ、又は届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（開示請求に対する決定等）

第6条 実施機関は、法第83条第1項の規定にかかわらず、法第77条第1項に規定する書面（以下「開示請求書」という。）を受け付けたときは、受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する旨（法第79条第1項又は第2項の規定により、当該開示請求に係る保有個人情報の一部を開示することとする旨の決定を含む。以下同じ。）又は開示しない旨（開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合及び法第81条の規定により保有個人情報の存否の応答を拒否する場合を含む。）の決定をし、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示しない

旨の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

- 3 実施機関は、法第76条第2項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の本人（以下この項において「本人」という。）の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）から開示請求があった場合において、法第77条第2項に規定する本人の任意代理人であることを示す書類が提出されたときは、規則で定める場合を除き、本人に対して確認書を送付することにより、本人の意思を確認するものとする。
- 4 実施機関は、法第86条第1項又は第2項の規定により、開示請求に対する決定等について開示請求者以外の者又は実施機関以外の者から意見を聴いた場合、第1項の規定による決定後、直ちに、当該決定の内容について当該開示請求者以外の者又は当該実施機関以外の者に書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、公表することを目的として作成し、又は取得した保有個人情報その他の明らかに開示することができる保有個人情報であつて、実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めたときは、速やかに開示の請求に係る保有個人情報を法第87条第1項及び第8条第1項に規定する方法により開示するものとする。

（開示の方法）

第7条 実施機関は、第6条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において、閲覧又は写しの交付若しくは送付により保有個人情報の開示を行うものとする。

- 2 実施機関が指定する日時及び場所において保有個人情報の開示を受ける者は、法第77条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）若しくは任意代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、写しを送付する方法により保有個人情報の開示を行う場合は、開示請求書に記載されている住所又は居所に当該保有個人情報の写しを送付しなければならない。

（訂正及び利用停止の請求）

第8条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法第90条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、当該実施機関に対し、当該各号に定める利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の措置を請求することができる。

3 法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって第1項に規定する訂正又は前項に規定する利用停止の請求をすることができる。

4 法第91条第1項の規定による訂正請求を行う場合における同項第2号の規定の適用にあつては、同号中「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」を「訂正請求に係る保有個人情報」と、法第99条第1項の規定による利用停止を行う場合における同項第2号の規定の適用にあつては、同号中「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」を「利用停止請求に係る保有個人情報」と読み替えるものとする。

（訂正及び利用停止の請求における意見聴取）

第9条 実施機関は、法第93条第1項若しくは第2項の規定により訂正請求に対する決定をする場合又は法第101条第1項若しくは第2項の規定により利用停止請求に対する決定をする場合であつて、当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人情報があるときは、あらかじめ当該実施機関以外の者の意見を聴くことができる。

（是正の申出）

第10条 何人も、自己の個人情報が含まれる個人情報ファイルの取扱いが不適正であると思料するときは、当該個人情報ファイルを保有する実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって、前項の規定による申出をすることができる。

（是正の申出の方法）

第11条 前条に規定する是正の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる

事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所又は居所
- (2) 個人情報ファイルの取扱いを特定するために必要な事項
- (3) 個人情報ファイルの取扱いの内容及び是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 第8条第2項の規定は、前項の申出書の提出について準用する。

3 実施機関は、是正の申出をした者が提出した申出書その他の書類に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(是正の申出に対する措置等)

第12条 実施機関は、前条に規定する是正の申出書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行った上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その結果（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くことができる。

3 是正の申出に対する処理を行ったときは、審査会に報告しなければならない。

(費用負担)

第13条 保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの交付に要する実費については、写しの交付を受ける者の負担とする。

2 実施機関は、前項ただし書の規定にかかわらず、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査請求があったときの審査会への諮問)

第14条 法第105条第3項の規定により読み替えた場合における同条第1

項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項又は第2項の機関は、審査会とする。

（審査会への諮問）

第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第66条第1項及び第4条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 個人情報保護や情報セキュリティ上のインシデントが生じた場合で、審査会の委員の知見並びに専門的技術及び知識のある者の意見聴取を踏まえた審議が必要という合理的な判断がある場合
- （4） 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合その他管理者が必要と認める場合

（運用状況の公表）

第16条 管理者は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項及び第4条の規定については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第13条又は第20条の規定による請求がされた場合における個人情報の開示その他の手続については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に実施機関の職員若しくは職員であった者又は旧条

例第11条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する個人情報記録された電磁的記録であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときの罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に前項に規定する者が、その取扱事務に関して知り得た個人情報であって、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときの罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の日前に実施機関の職員であった者がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する個人情報記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときの罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の日前に、旧条例第11条の受託業務に従事している者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た個人の秘密に属する個人情報を漏らしたときの罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項に規定する受託者の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関し、附則第4項、第5項又は第7項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対し、当該各項に規定する罰金に処する。

9 この条例の施行の日以後において、偽りその他不正の手段によって、附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第18条又は第22条に規定する決定により開示を受けた者は、5万円以下の罰金に処する。

10 この条例の施行の日前にした旧条例に規定する違反行為の処罰については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

（枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

11 枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第7号」を「令和5年枚方京田辺環境施設組合条例第1号」に改め、第2条及び第3条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。
- (2) 情報公開に係る審査請求 情報公開条例第14条に規定する審査請求をいう。
- (3) 個人情報に係る審査請求 個人情報保護条例第6条に規定する開示請求に対する決定等又は第8条に規定する訂正及び利用停止の請求若しくは第10条に規定する是正の申出に係る不作為についての審査請求をいう。
- (4) 諮問庁 情報公開に係る審査請求にあつては、情報公開条例第14条に規定する枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問した同条例第2条第1号に規定する実施機関を、個人情報に係る審査請求にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えられた同条第1項の規定による諮問をした個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。
- (5) 公文書 情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (6) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開及び個人情報に係る審査請求について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に係る重要事項について、調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護法の規定によりその権限に

属する事項を処理すること。

第6条第1項中「審査請求に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）」を「諮問庁」に改める。

（枚方京田辺環境施設組合情報公開条例の一部改正）

12 枚方京田辺環境施設組合情報公開条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号に次のように加える。

オ 死者に関する情報であって、当該死者の死亡の当時配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であった者又は当該死者の子若しくは父母（以下この条において「配偶者等」という。）から開示請求があったもの

カ 死者に関する情報であって、当該死者の配偶者等以外の利害関係者の当該利益に関するもののうち、実施機関が第14条に規定する枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で必要があると認めるもの